

ごみの減量化
を推進

無料可燃ごみ処理券の交換

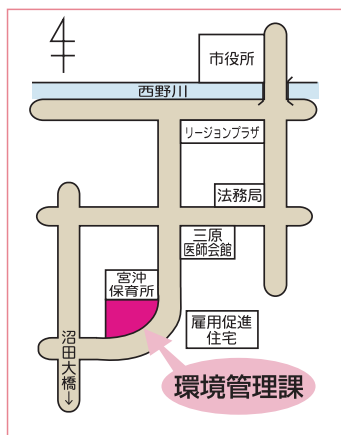


交換期間 5月6日(木)～7月30日(金) 8時30分～17時15分

※土・日曜日、祝日を除きます。ただし、7月19日(月)の祝日は環境管理課だけで交換します。



問い合わせ先 環境管
理課 (☎) 0848 63
1210 (FAX) 084
8(67)6069



市に登録している資源回収団体(子ども会、老人クラブなど)や町内会などには、枚数に応じた金額を団体名義の銀行口座に振り込みます。
用意する物 団体名義の振込先のわかる物、代表者の印鑑

○**団体の場合**

- 30枚 エコバッグ
- 20枚 フェイスタオル
- 10枚 無添加石けん(2個)
- 5枚 ごみ袋45リットル用(透明・黒)
- 4枚以下 啓発用無料可燃ごみ処理券

交換品は、環境にやさしいエコバッグや石けんなどの環境グッズです。

○**個人の場合**

枚数に応じて、金額相当分の品物と交換します。

交換方法

申請書(窓口に用意)と余った無料可燃ごみ処理券を交換場所へ

交換場所

環境管理課(宮沖五丁目)、各支所の地域振興課

ごみの減量により、余った平成21年度無料可燃ごみ処理券(黄色)の交換をします。
無料可燃ごみ処理券は、1枚20円で換算し、ごみ袋やエコバッグなどと交換します。
※啓発用の無料可燃ごみ処理券は、交換の対象になりません。



▲交換できるごみ処理券

住宅用太陽光発電システム設置費に補助

さらに、省エネルギー設備を併せて設置する人には
補助金を上乗せします！

◆住宅用太陽光発電システムの設置補助

補助件数 200件程度(申し込み先着順)
補助金額 1kWあたり40,000円(上限200,000円)
対象 市内の住宅に太陽光発電システムを設置、または市内にシステム付き住宅を購入する人で、市税を完納している人
※申請は、一人1回で、一戸につき1回です。



◆省エネルギー設備の設置補助

住宅用太陽光発電システムの設置に併せて省エネルギー設備を設置した場合、補助金を70,000円上乗せします。

対象 LED照明器具、複層ガラス、断熱材、窓ガラス用熱遮断フィルム、エコキュート、エコジョーズ

※省エネルギー設備の設置には条件があります。
※省エネルギー設備の一部は、国からの補助金や住宅版エコポイントと併用できません。

申し込み 設置工事の7日前までに、申請書(環境政策課に用意)に必要書類を添えて環境政策課(☎0848 6194 (FAX) 0848 6199)へ

